

特別支援教室(STEP UP教室)のご案内

◇特別支援教室(STEP UP教室)とは

- ・発達障がい等により、特別な支援を必要とする児童生徒のための教室です。
- ・特定の時間だけ別の教室へ移動し、個々の困難さに合わせた特別な指導を受けます。
- ・特別支援教室は、発達障がい等のある児童生徒が抱える生活上、学習上の「つまずき」を改善・克服し、可能な限り多くの時間を在籍学級(通常の学級)で他の児童生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようにすることを目的としています。
- ・板橋区では、区内の全小中学校に特別支援教室を設置し、これをSTEP UP教室と呼んでいます。

◇対象となる児童・生徒

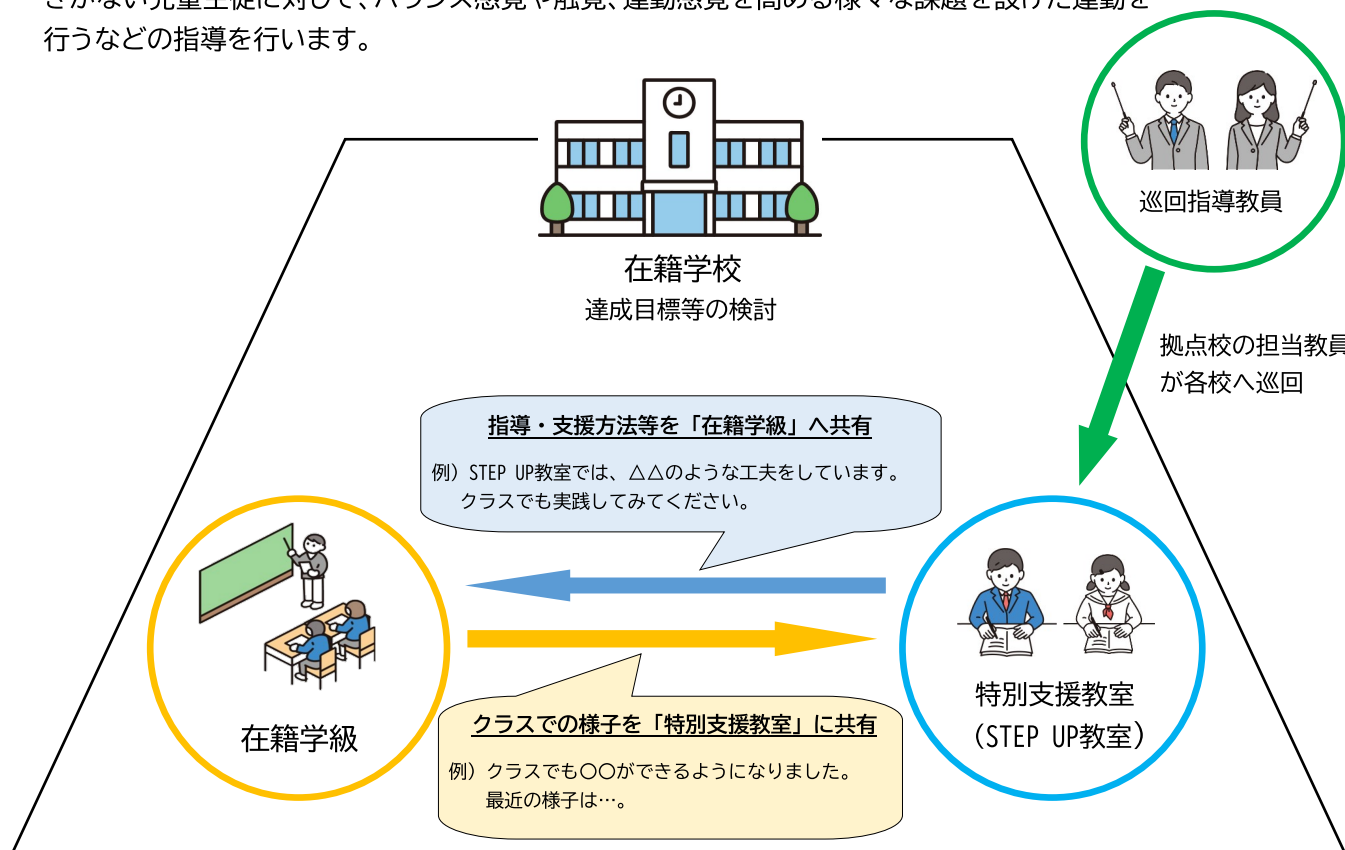
通常の学級に在籍し、知的な発達に遅れがなく、通常の学級での学習に基本的には参加できるものの、自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がい又はその他の情緒的な課題のため、学校生活にうまく適応できず、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象となります。

◇特別支援教室の指導内容

- ・児童生徒が在籍する学校にて、決められた曜日、時間に巡回指導教員による授業を受けます。
- ・生活上または学習上の「つまずき」を改善・克服するための活動(自立活動)を行います。
- ・自立活動では、個別指導や小集団指導を通して一人ひとりに合った方法で自信を付け、集団適応能力を育てていきます。※教科の予習・復習などの学習は行いません。

【自立活動の例】

場面にあった挨拶や発言が苦手な児童生徒に対して、その場に応じた適切な言葉遣いや表現方法を身に付けるために、友達との遊びや会話の場面を想定した表現の練習や、体の使い方や姿勢の保持が苦手な児童生徒に対して、バランス感覚や触覚、運動感覚を高める様々な課題を設けた運動を行うなどの指導を行います。



このようなことがあれば、ご検討ください

- ・通常の学級の学習におおむね参加できるものの、聞く、話す、読む、計算するなど、特定の学習が部分的に困難である。
- ・図形や絵など、形をうまく捉えることが出来ず描けなかったりする。
- ・まわりの人にあまり関心を示さず、みんなと一緒に行動することが苦手である。
- ・自分の話ばかりして、人の話を聞くことが苦手である。
- ・注意力が散漫で落ち着きがなく、ささいなことで興奮したりする。
- ・ぼんやりしていて集中力に欠けることが度々ある。
- ・こだわりが強く、周囲に合わせて行動することが苦手である。
- ・衝動的に行動し、待つことや我慢することが苦手である。
- ・家では話すが、心理的な要因により、学校では話せないことが多くなってしまふなど、場面や相手により話せなくなってしまうことがある。



◇特別支援教室を利用するには

- ・特別支援教室での体験や巡回指導教員による行動観察、在籍学級での様子等を踏まえ、在籍校の校内委員会にて、特別支援教室への入室の必要があると判断されたのち、在籍校からの申請により、区教育委員会にて指導・支援の必要性を検討し、総合的に勘案したうえで指導の開始を決定します。
- ・就学前は、教育支援センターの就学相談窓口にて、入学後は学校(学級担任等)にご相談ください。
- ・なお、特別支援教室の利用開始に当たっては発達検査を受けていただく必要があります。

◇特別支援教室の拠点校と巡回校

特別支援教室は、拠点校と巡回校に分けられ、拠点校の担当教員(巡回指導教員)が巡回校に訪問し、その学校に在籍する対象の児童生徒を指導します。

■小学校

拠点校	志村第三小	蓮根第二小	板橋第二小	弥生小	下赤塚小	高島第二小
巡回校	志村第一小	舟渡小	板橋第四小	板橋第六小	北野小	志村第五小
	志村第二小	蓮根小	板橋第五小	上板橋小	徳丸小	新河岸小
	加賀小	高島第六小	板橋第七小	常盤台小	—	紅梅小
拠点校	中台小	志村坂下小	緑小	板橋第八小	板橋第十小	成増小
巡回校	富士見台小	志村小	前野小	板橋第一小	上板橋第二小	赤塚小
	上板橋第四小	志村第四小	北前野小	金沢小	大谷口小	赤塚新町小
	桜川小	志村第六小	若木小	中根橋小	向原小	成増ヶ丘小
拠点校	高島第三小					
巡回校	三園小					
	高島第一小					
	高島第五小					

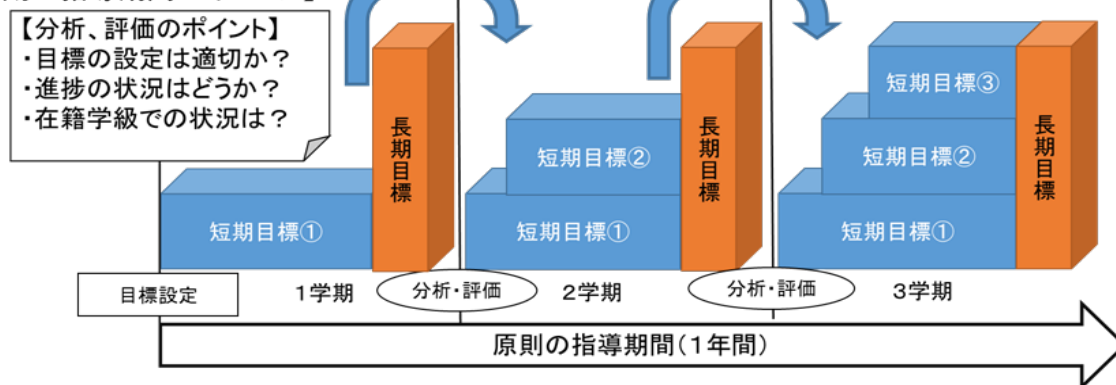
■中学校

拠点校	板橋第三中	志村第五中	上板橋第二中	桜川中	赤塚第一中	高島第二中
巡回校	板橋第五中	志村第二中	板橋第一中	中台中	赤塚第二中	西台中
	加賀中	志村第三中	板橋第二中	上板橋第一中	赤塚第三中	高島第一中
	志村第一中	志村第四中	—	上板橋第三中	—	高島第三中

◇特別支援教室の指導期間

特別支援教室では、児童生徒が抱える学習上、生活上の「つまずき」に着目して、概ね1年間でこれを改善・克服できる目標を設定し、指導を行います。また、学期ごとに短期目標を設定し、指導の成果や目標の達成状況を定期的に分析・評価を行うことで、在籍学級で学校生活を送れるようになることを目指します。この期間のことを「原則の指導期間」といいます。

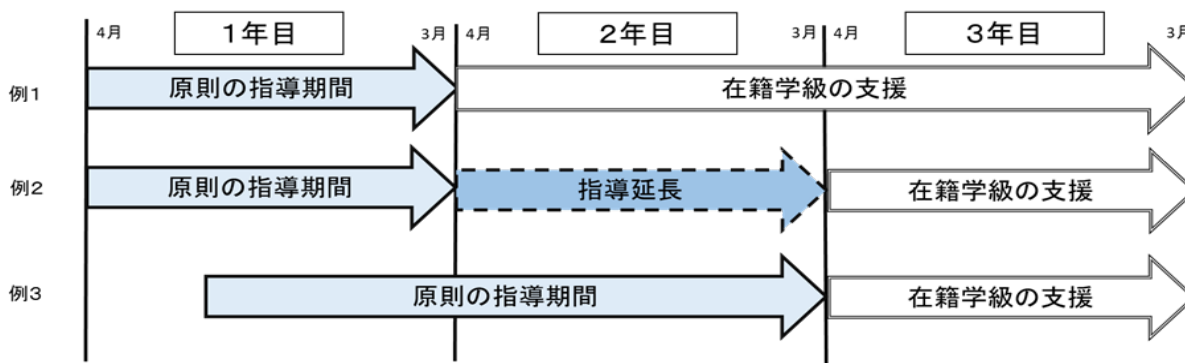
【原則の指導期間のイメージ】



◇「原則の指導期間」終了後

「原則の指導期間」が終了する際には、これまでの指導の成果や目標の達成状況について振り返りを行います。設定した目標が達成され、学習上、生活上の「つまずき」が改善・克服できていれば、退室となります。

一方、目標が達成できなかった場合には、指導内容など必要な見直しを行った上、もう1年間入室を継続することもできます。これを「指導延長」といいます。「原則の指導期間」と「指導延長」を合わせて、1～2年間が一般的な入室期間になります。※年度途中からの入室した場合は、翌年度末までが「原則の指導期間」となります。(下の図の例1から3を参照)



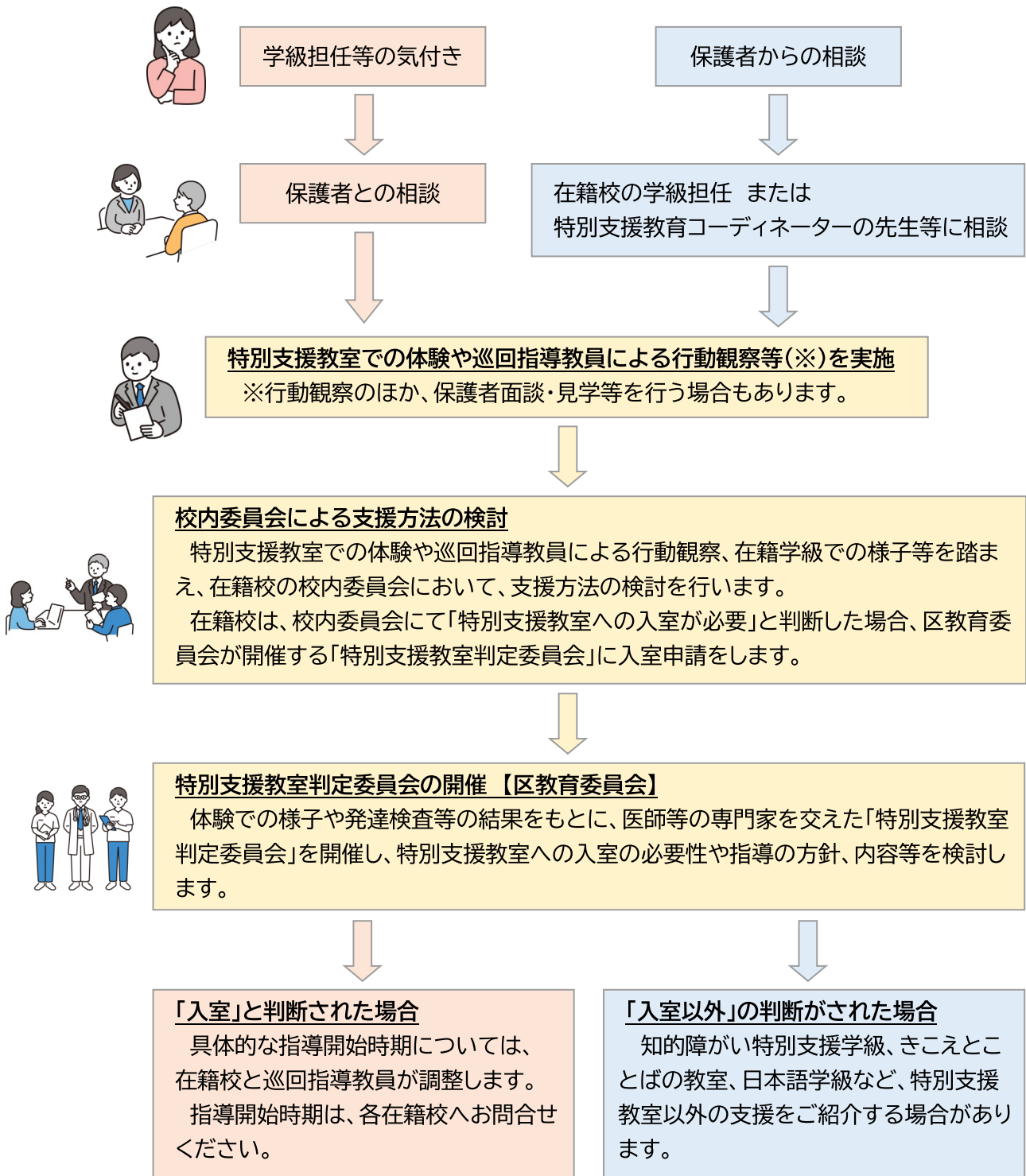
◇「指導延長期間」終了後

設定した目標が達成され、学習・生活上の「つまずき」が改善・克服できていれば退室となります。

一方、目標が達成できなかった場合には、これまでの指導の成果や目標の達成状況を在籍する学校で分析・評価するとともに、たとえば、目標を変えることで「つまずき」の改善・克服が期待できるかなど、特別支援教室に引き続き入室することが適切なのか、在籍校や区教育委員会で総合的に判断します。

この結果、特別支援教室への入室を継続することもあります。ただし、この場合も「原則の指導期間」の考え方にに基づき、概ね1年間で達成できる目標を新たに設定し、学習上、生活上の「つまずき」が改善・克服できたかどうか、定期的に振り返りを行います。

特別支援教室 入室の流れ



特別支援教室で指導を受ける前に、以下の内容について、ご理解ください

- 1 特別支援教室の目的は、最終的には指導開始時に設定した目標を達成し、全ての期間、在籍学級で授業を受けることができるようになることです。そのため、特別支援教室は、原則、長期間利用する場所ではなく、一定の期間の一部の時間に特別な指導を受ける教室です。
- 2 特別支援教室において、対象の児童・生徒一人ひとりの状況に応じて作成された個別の指導計画に基づき行う指導は、障がいによる学習上又は生活上の困難さを改善・克服することを目的とした自立活動であり、教科の学習や補習ではありません。